

## 登録電気工事業の更新登録

提出書類	申請者が 主任電気工事士の場合	主任電気工事士を 雇用する場合
登録電気工事業者更新登録申請書 (様式第2)	◎	◎
申請者の欠格事由に関する誓約書	◎	◎
主任電気工事士の 欠格事由に関する誓約書		◎
雇用証明書		◎
備付器具調書	◎	◎
主任電気工事士免状の写し (第1種は受講記録の写しも必要)	◎	◎
登記事項証明書(法人)	◎	◎
登録証(原本)	◎	◎
電気工事業者登録票 標識(金看板)の掲示写真	◎	◎
手数料12,000円(県証紙)	◎	◎

◎印の書類が必要です。

- ※1 「一般用電気工作物等」にあつては、備付器具調書の上3段の装置を、  
「自家用電気工作物」にあつては、備付器具調書のすべての装置を所持していること。
- ※2 「自家用電気工作物」にあつては、第一種電気工事士であること。

登録証の有効期限の1ヶ月前を目処に書類を提出してください。

有効期限が切れた場合は更新できません。再度、新規登録となります。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。  
この場合は、署名は必ず本人が自署してください

\*平成23年4月1日からは、原則として、住基ネットにより本人確認を行いますので、住民票の提出は不要となります。

様式第2（第2条）

県証紙貼付欄（消印を押さないでください）
----------------------

登録電気工事業者更新登録申請書

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあっては代表者の氏名

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号  
年 月 日 和歌山県知事登録第 号

2 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号

3 法人にあっては、その役員の氏名

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ×印の項は、記載しないこと。
  - 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
  - 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合には\*印を付すること。
  - 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

# 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

登録申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_

法人にあっては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類 及 び 交 付 番 号

# 雇用証明書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

登録申請者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_

法人にあっては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生年月日・年齢	年 月 日生 満 歳
雇 用 年 月 日	

# 備 付 器 具 調 書

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 業 者 名
絶 縁 抵 抗 計				
接 地 抵 抗 計				
回 流 電 路 電 圧 計 を あ ら わ せ る に あ ら わ せ る 器 具				
低 圧 検 電 器 高 圧 検 電 器 継 電 器 試 験 装 置 絶 縁 耐 力 試 験 装 置				
計			台	